

## よくある質問 住宅用

### 1 助成金の申請について

Q 1 中央エコアクトの認証を取得した場合、助成金が上乘せされると聞きましたが、中央エコアクトとはどのような取り組みですか？

A 1 中央エコアクトは、中央区独自の温暖化対策の取り組みです。見ていないときはテレビを消すなど日常生活から排出される二酸化炭素を削減するための取り組みを1か月間実践し、報告していただきます。認証を取得すると、特典を受けることができます。詳しくは、下記 URL をご覧ください。

([http://www.city.chuo.lg.jp/kankyo/seisaku/taisaku/eco/chuoecoact\\_katei.html](http://www.city.chuo.lg.jp/kankyo/seisaku/taisaku/eco/chuoecoact_katei.html))

Q 2 助成金はいつ申請すればよいですか？

A 2 機器等の導入前です。書類審査がありますので、機器導入の2週間前には申請するようお願いいたします。

Q 3 助成金は同年度内に何回申請できますか？

A 3 住宅用の場合は、太陽光発電システム、エネファーム、高反射率塗料等などといった対象機器ごとに1回までです。

Q 4 中央区以外の助成と併用することはできますか？

A 4 国や東京都など、他の助成金との併用は可能です。

Q 5 個人住宅にLEDランプを導入する場合、助成の対象になりますか？

A 5 対象になりません。管理組合、賃貸共同住宅所有者（中小企業者等）が区内の共同住宅の共用部に導入する場合は、対象になります。

Q 6 中小企業者の定義は、何で定められていますか？

A 6 中小企業基本法に準拠します。主な定義は下表のとおりです。

| 業種         | 従業員の数・資本金の額        |
|------------|--------------------|
| 製造業・その他の業種 | 300人以下または3億円以下     |
| 卸売業        | 100人以下または1億円以下     |
| 小売業        | 50人以下または5,000万円以下  |
| サービス業      | 100人以下または5,000万円以下 |

※従業員の数または資本金の額のどちらかを満たしていれば、中小企業者として認められます。

なお、個人事業主も助成の対象となります。

Q 7 自己所有でない住宅に機器を導入する場合、助成の対象になりますか？

A 7 対象になりますが、所有者の「導入承諾書」を提出してください。なお、「導入承諾書」はホームページからダウンロードできます。

Q 8 機器の導入工事が複数年度にまたがる場合、申請はできますか？

A 8 できません。申請した年度内に、機器の導入工事と支払を終えて、導入完了報告書類を提出していただく必要があります。

Q 9 助成対象経費（導入費）について、具体的にどのような項目が対象になりますか？

A 9 助成の対象経費、対象外経費については、下表のとおりです。

| 助成の対象となる経費                                                                                              | 助成の対象とならない経費                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆助成対象機器等の導入に直接必要な費用及びそれに係る消費税<br>例 機器本体購入費、塗料等購入費、部材購入費、架台購入費、取付工事費、塗装施工費、資材運搬費、養生費、修繕費、試運転調整費、発生材処分費など | ◆助成対象機器等の導入に直接必要でない費用及び用途が明確でない費用<br>例 現場管理費、交通費、通信費、機器等保証費、諸経費、清掃費、申請代行費、駐車場費、雑材消耗品費(用途が明確でない場合に限る)、警備費など |

※見積書の内訳で、助成の対象経費と対象外経費が合算されているものは、助成の対象外経費となる場合があります。

## 2 助成対象機器について

Q 1 太陽光パネルや省エネルギー機器をリースする場合や中古品の購入は、助成の対象になりますか？

A 1 対象になりません。新品の購入のみ対象になります。

Q 2 太陽光発電システムの発電量すべてを売電する目的で導入する場合、助成の対象になりますか？

A 2 対象になりません。売電した電力は自ら使用することが前提となります。ただし、余剰電力の売電は可能です。

Q 3 LEDランプについて、電球のみ交換する場合は助成の対象になりますか？

A 3 対象になりません。導入の際は、新たにLEDランプ専用の器具を設置するか、LEDランプ専用に変更するなどの工事を行うことが要件になります。ハロゲン電球、白熱電球、蛍光灯などLED以外のランプが使用できる器具は対象になりません。

### 3 申請内容の変更や取り消しについて

Q 1 申請後に導入予定機器の型を変更することになったり、追加工事が必要になった場合、申請内容を変更することはできますか？

A 1 できます。機器を導入する前に「交付決定事項変更申請書」を提出してください。その際、変更した内容がわかる書類（見積書、図面、変更した機器の仕様や型番がわかる資料等）を添付してください。なお、「交付決定事項変更申請書」はホームページからダウンロードできます。

Q 2 申請後に工事を中止することになった場合、申請の取り消しはできますか？

A 2 できます。申請した年度内に「交付決定取消申請書」を提出してください。なお、「交付決定取消申請書」はホームページからダウンロードできます。

### 4 導入完了報告について

Q 1 完了報告書類の中に、導入した機器等の保証書または納品書とありますが、機器等のメーカーが発行したものでよいのでしょうか？

A 1 メーカーが発行したもの、もしくは、施工業者が発行したもののどちらでも構いません。ただし、機器等の納入先の住所や施主名、また、導入した機器等の製品名や型式、台数などが記載してあるものを提出してください。

Q 2 LEDランプを導入した場合、取り付けたランプのすべての写真を提出するのですか？

A 2 取り付けたLEDランプがすべて確認できる写真と設置図面の提出が必要です。1枚の写真に複数のLEDランプが写っていても構いません。図面上の設置箇所と写真のLEDランプ1つ1つに同じ番号を付けて、導入場所がわかるようにしてください。

## 5 助成金の支払について

Q 1 申請者以外の名義で導入費の支払はできますか？

A 1 できません。

Q 2 導入費をクレジットカードで支払うことはできますか？

A 2 同一年度内（申請した年度の3月末日まで）にカード会社からの引き落としを完了していただければ、クレジットカードを使用することができます。

なお、クレジットカードを使用する場合は、導入完了報告の際に、完済したことを確認できる書類として、クレジットカード売上票（お客様控え）、利用明細書及び引落口座の通帳の表紙と引き落としが確認できるページの写しが必要です。

Q 3 導入費を分割払することはできますか？

A 3 同一年度内（申請した年度の3月末日まで）にすべての支払を完了していただければ、分割払が可能です。

なお、分割払の場合は、導入完了報告の際に、完済したことを確認できる書類として分割で支払ったすべての領収書の写し（口座引き落としの場合は、引落口座の通帳の表紙と引き落としが確認できるページの写し）が必要です。

Q 4 申請者以外の口座に助成金を振り込みしてもらうことはできますか？

A 4 できません。